華誠の知的財産権ニュースレター

2023年1月 第六十九期

目 次

特許

国家知識産権局が「2022年中国特許調査報告」を発表、2022年の中国の有効な発明特許の産業付	Ł
率は36.7%に	2
国家知識産権局、新特許業務処理システムが1月11日に正式にオンライン	4
国家知識産権局が「ハーグ協定」への加盟に係る業務処理暫定弁法を改正	4
国家知識産権局が改正特許法の施行に関する案本業務の処理事項を明確化	4



公式サイト: www. watsonband.com

国家知識産権局が「2022 年中国特許調査報告」を発表、2022 年の中国の有効な発明特 許の産業化率は36.7%に

国家知識産権局は28日に開催された12月の定例記者会見で「2022年中国特許調査報告」を発表した。 調査によると、2022年の中国の有効な発明特許の産業化率は36.7%で、ここ5年の最高記録を塗り替え、 中国の知的財産権の移転・実用化が実体経済の革新的発展を支える能力が持続的に増強されていること を反映している。



調査データから見ると、企業は全国の特許の産業化率の持続的な上昇を牽引している。説明によると、2022年、中国企業の有効な発明特許の産業化率は48.1%で、前年より1.3ポイント上昇した。中国国内の発明特許有効件数の7割近くは企業が保有しており、企業の特許産業化能力が絶えず向上するにつれて、その革新の成果を移転・実用化する主体の地位が絶えず強化されている。

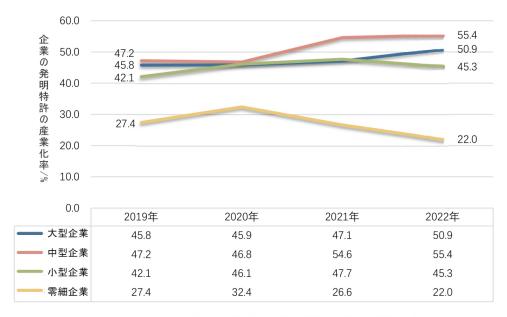


図2 2019~2022年の企業規模別の発明特許の産業化率

そのうち、革新型企業の特許産業化レベルは相対的に高い。説明によると、2022年、国家ハイテク企業、専精特新「小巨人」企業の発明特許産業化率はそれぞれ中国企業の平均水準より8ポイントと17.2ポイント上回り、中国の知的財産権優勢模範企業の発明特許の産業化率は61.3%に達し、模範としての先導的作用が顕著である。

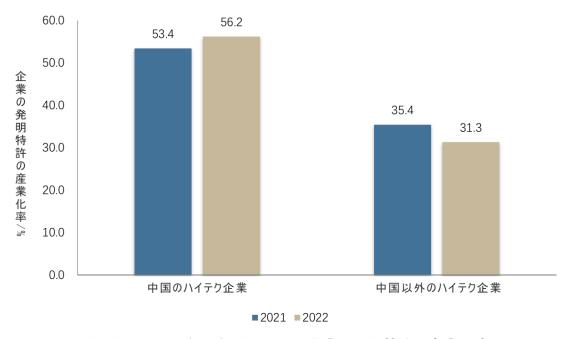
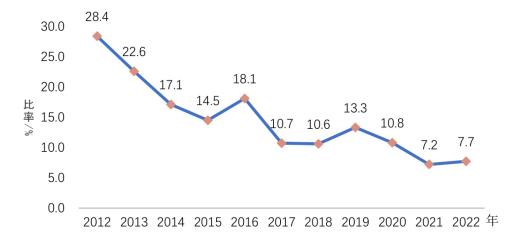


図3 2021~2022年の中国のハイテク企業の発明特許の産業化率

また、調査によると、2022 年、香港・マカオ・台湾系企業の発明特許の産業化率は66.8%で最も高く、次に外資系企業の54.4%となっており、民間企業、国有企業は相対的に低く、それぞれ48.4%と41.6%である。これは内資企業の特許産業化レベルにはまだ向上の余地があることを示している。中国の知的財産権の保護状況の持続的な改善に伴い、特許権侵害行為が効果的に抑制されている。調査によると、2022 年、中国の特許権者のうち、特許権侵害に遭遇したことがある割合は7.7%であり、「十三五」期間の10%以上の割合を下回り、さらに「十二五」期間の最高28.4%の割合を著しく下回った。調査結果には、企業が特許権侵害に遭遇した後の権利保護の方式がさらに多元化していることも示されており、45.3%の特許権者が特許権侵害の懲罰的賠償制度を理解しており、知的財産権の「厳格な保護」の理念がより深く浸透していることを物語っている。



━━ 特許権者が特許権侵害に遭遇した割合

図17 2012~2022年 特許権者が特許権侵害に遭遇した割合

特許

説明によると、中国特許調査は国家統計局の許可を得た部門統計調査制度であり、中国の特許の創造、保護、運用状況を調査分析することを目的としている。調査はこれまで15年連続で行われ、2022年の調査範囲は中国の24の省(区、市)をカバーし、1.8万人の特許権者に関連し、アンケートの回収率は82.1%に達した。

国家知識産権局、中国政府網 より

国家知識産権局、新特許業務処理システムが1月11日に正式にオンライン

1月11日、国家知識産権局は、より最適化された設計、よりスマートな機能、より簡略化されたプロセスを用いて、特許出願、PCT国際特許出願、意匠国際出願などの業務に効率的で便利な「ワンストップ」 処理プラットフォームを提供する新しい特許業務処理システムを発表した。

情報によれば、新たに導入された特許業務処理システムは、特許電子出願、特許手数料納付情報のオンライン補足及び管理、特許事務サービス、PCT 国際特許出願、意匠国際出願などの複数の業務システムを統合最適化し、Web 版、モバイル端末及びクライアント端末をサポートし、ユーザーの使用体験を向上させた。

中国知識産権報 より

国家知識産権局が「ハーグ協定」への加盟に係る業務処理暫定弁法を改正

1月6日、国家知識産権局は「『ハーグ協定』加盟後の関係業務の処理に関する暫定弁法」(以下、「弁法」という)を公布し、2023年1月11日から施行された。

「弁法」は、2022年5月5日から、中国の単位または個人は特許法第19条第2項の規定により、「工業品意匠国際登録ハーグ協定」(1999年テキスト)(「ハーグ協定」)に基づき、工業品意匠国際登録出願を提出することができると規定している。「弁法」では、「ハーグ協定」に基づいて既に国際登録日を確定し、かつ中国の意匠国際登録出願を指定したものは、国家知識産権局に提出した意匠特許出願とみなし、当該国際登録日は特許法第28条でいう出願日とみなすことを明らかにした。「弁法」ではまた、意匠国際出願について、国家知識産権局は特許法、特許法実施細則、特許審査指南及び本「弁法」に基づいて処理することも明示している。

国家知識産権局 より

国家知識産権局が改正特許法の施行に関する審査業務の処理事項を明確化

1月6日、国家知識産権局は改正「改正特許法の施行に係る審査業務の処理に関する暫定弁法」(以下、「弁法」という)を公布し、2023年1月11日から施行された。

「弁法」によると、特許出願人は、2021年6月1日(当日を含む)から、紙媒体の形式または電子媒体の形式で、特許法第2条第4項に基づき、保護を求める製品の部分意匠の特許出願を提出することができる。「弁法」によると、本「弁法」が施行された日から、出願日が2021年6月1日以降の特許出願について、出願人が特許法第24条第1項に規定する状況があると見なす場合は、紙媒体の形式または電子媒体の形式で請求することができる。国家知識産権局は、新たに改正された特許法実施細則の施行後に上記の出願を審査する。また、出願日が2021年6月1日以降の意匠特許出願について、出願人は特許法第29条第2項に基づき意匠特許の中国での優先権を請求する書面の声明を提出することができる。